

赤井川村 総合保健福祉計画



令和6年4月
赤井川村

<目 次>

I. 総合保健福祉計画総則

II. 地域福祉計画

III. 子ども・子育て支援事業計画

IV. 高齢者保健福祉計画

V. 障がい者計画

VI. 健康づくり計画

VII. 資料編

【赤井川村保健福祉推進会議設置条例】

I 総合保健福祉計画総則

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の人口は、令和5年11月1日現在1億2,434万2千人で、前年と比べ57万1千人の減少がみられ、令和元年と比較して倍近くの減少数となっています。また、高齢者人口は3,622万8千人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%となり、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という超高齢社会となっています。

また、2024年（令和6年）には、高齢化率が30%に達すると見込まれるほか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にはさらなる高齢化が進展すると見込まれています。

この間、地域社会においては、一人暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加しているうえ、その課題は複雑化し、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

加えて、全国的に広がる人口減少問題への対応、少子高齢化、核家族化など構造的な問題が進展しつつある中、各種法制度の改正等も進められています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなむらづくりを実現していくためには、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の横断的な連携やさらなる総合化が求められています。

本計画は、これらの視点に立って、本村の保健福祉分野の基本的な考え方を明らかにし、住民本位の保健福祉を総合的、効果的、効率的に推進するため、「総合保健福祉計画」として一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、当村の第4期総合計画基本構想の中で掲げられている基本目標「健やかで安心して暮らせるあかがわ」を実現するための具体化計画と位置づけられます。

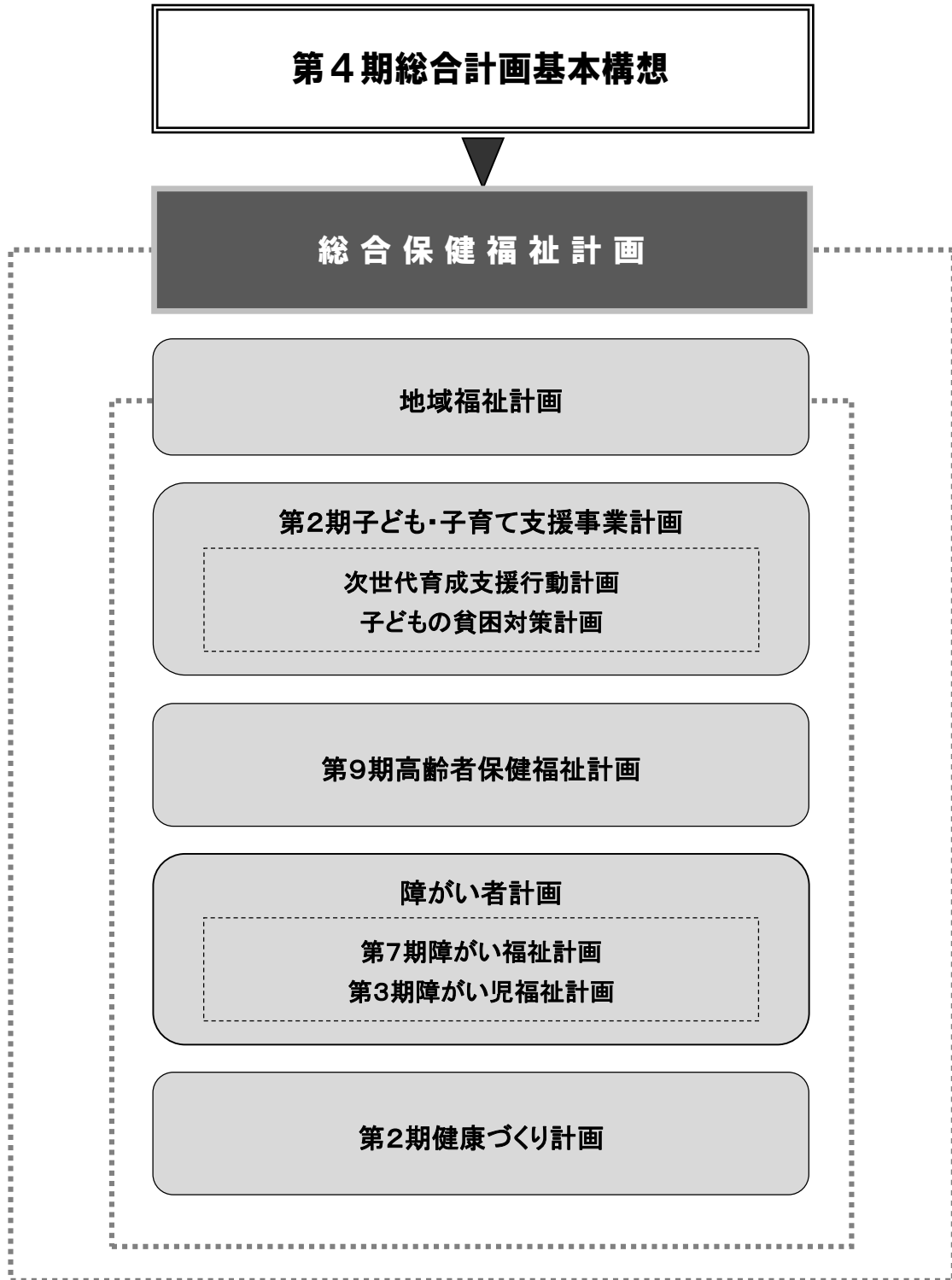
また、国及び道の関連計画との整合を図るとともに、福祉の重要な担い手となる住民とのパートナーシップ（協働）を進めるための「共通の指針」となるものです。

そして、本村の取り組みとして本計画はSDGsに資するものとして位置付けます。

3 個別計画の構成

本計画は、「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画」「障がい者計画」「健康づくり計画」の上位に位置づけられるものです。

■本計画と関係する計画



4 計画の期間と根拠

計画期間は、法律によって策定が定められている計画（介護保険事業計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画）の期間を視野に入れ、計画期間と根拠法は以下のとおりです。

■本計画と関係する計画

計画名	計画期間		根拠法
総合保健福祉計画			—
地域福祉計画	令和6年～11年	6年	社会福祉法第107条（※）
自殺対策計画	令和6～11年	6年	自殺対策基本法第13条第2項
子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年	5年	子ども・子育て支援法第61条第1項
次世代育成支援行動計画	令和2～6年	5年	次世代育成支援対策推進法第8条
子どもの貧困対策計画	令和2～6年	5年	子どもの貧困対策法律第9条
高齢者保健福祉計画	令和6～8年	3年	老人福祉法第20条の8
障がい者計画	令和6～8年	3年	障害者基本法第11条第3項
障がい福祉計画	令和6～8年	3年	障害者総合支援法第88条第1項
障がい児福祉計画	令和6～8年	3年	児童福祉法第33条の20
健康づくり基本計画	平成30～令和6年	9年	健康増進法第8条第2項（※）

（※）は策定が努力義務の法定計画

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	…
総合計画	(平成28～令和7)										
総合保健福祉計画	地域福祉計画										(令和6～11)
	子ども・子育て支援事業計画										(令和2～令和6)
	高齢者保健福祉計画										(令和6～8)
	障がい者計画										(令和6～8)
	健康づくり計画	(平成28～令和6)									

